

みらい総合法律事務所

〒102-0083 東京都千代田区麴町2丁目3番麴町プレイス2階

TEL 0120-250-744 Email soudan@jiko-sos.jp HP <http://www.samuraiz.net/>

無料面談相談のご案内

次に該当する事案のご相談・ご依頼を受け付けています。

手一杯になるとお受けできなくなりますので、該当する方は、今すぐご相談ください！

当てはまるかどうかわからない方は、まずはメールをください。

- ・ **すでに1級から12級の後遺障害等級認定を受けられた方**
- ・ **脳挫傷などで、介護を必要とする場合（まだ認定前でも結構です）**

※申し訳ございませんが、現在、後遺障害等級非該当および13級、14級の事案はお受けしておりません。

交通事故の手続をわかりやすく説明した**15,000人以上の被害者がダウンロードした特別無料レポート**もあります。

<http://www.samuraiz.net/030/>

ぜひご利用いただき、適正な慰謝料・賠償額を勝ち取ってください。

相談料金

交通事故の被害者からの相談料は、無料です。一切お金はかかりません。

ご相談方法

みらい総合法律事務所での面談によるご相談となります。

必ずご予約の上、お越しください。重度の傷害を負った方は来所は無理だと思いますので、まずは近親者にご相談ください。

すでに裁判中の方で、後遺障害等級1級、2級の場合には、もっと増額が可能かどうか、相談してみる価値があります。

交通事故相談のご予約は以下のいずれかをお願いいたします。

■お電話 0120-250-744

（月曜日から金曜日の午前10時00分から午後6時まで。土日祝祭日休み。）

お電話の場合は「交通事故の被害者ですが、高次脳機能障害のWEBサイトを見た。」

とお伝え下さい。

■ご相談予約フォーム（365日24時間OK） <http://www.samuraiz.net/010/mendan.html>

■メール（365日24時間OK） soudan@jiko-sos.jp

事件の費用のご説明

弁護士報酬は、次のとおりです。但し、加害者が任意保険（共済）に加入しているか（人身無制限）、無保険者傷害条項が使用できる場合であることが条件です。

また、この基準は被害者のための基準ですので、弁護士費用が任意保険の弁護士費用特約により支払われる場合は別途基準を提示させていただきます。

通常必要となる費用は、①着手金、②報酬、③実費、です。

① 着手金 無料

② 報酬

最終的に加害者側から獲得できた金額の10%（消費税別途）

獲得予想金額が低くて上記基準で受任できない場合でも、ご依頼を希望される場合には、別途異なる基準をご提示することがあります。

ご依頼の時にご説明の上、契約書にパーセンテージを明記致しますので、

報酬金額は固定されます。後で報酬額を増額することはありませんのでご安心ください。

ご納得の上、ご依頼ください。

遠方に出張の場合には、交通費、日当がかかることがあります。

③ 実費

示談交渉の場合には出張がある場合を除き、通常かかりません。

実費は主に訴訟提起の場合の印紙代等です。請求額が、

1,000 万円で 6 万円程度

3,000 万円で 12 万円程度

5,000 万円で 18 万円程度

1 億円で 33 万円程度です。

上記の資金もない場合には、自賠責への被害者請求をすれば、ある程度の資金を確保できますので、その後で訴訟提起をすれば、資金的には大丈夫でしょう。

相談時にご用意いただく書類

相談時にご用意いただく書類は、以下のとおりです。

「必須な書類」とは、お手元がない場合には、取り寄せてから相談した方が良いでしょう。

そうしないと、弁護士から十分な法律意見を引き出すことができず、再度取り寄せてから相談しなければならない可能性があります。

「あった方が良いでしょう」は、交通事故の相談時に必ずしも必要ではありませんが、あった方がより正確な法律意見を引き出すことができる書類です。少しの手間で用意できるのであれば、用意して行った方が良いでしょう。後で正確な損害算定に必要となってきます。

1 必須な書類

- 交通事故証明書（最寄りの警察署に用紙があります。）
- 後遺障害診断書写し（後遺症が残った場合）
- 後遺障害等級認定結果通知写し（特に理由部分）
- ※お手元がない場合、保険会社よりお取り寄せください。
- 保険会社からの示談提示金額（すでに提示されている場合です。）

2 あった方が良い書類（必ずしもなくても結構です。）

- 源泉徴収票（事故前から現在）
- 確定申告書写し（事業者の場合）
- 休業損害証明書写し
- これまでの全診断書
- 保険証券・パンフレット・約款（ご自身の保険会社に請求する場合）
- 実況見分調書ないし事故状況を書いた図
- 診療報酬明細書（一括払いになっている場合には任意保険会社にあります。）
- 支出関係の領収書、それを表にしたもの。

ご相談の手順

■お電話の場合

- 1 **0120-250-744** におかけください。
（月曜日から金曜日の午前 10 時 00 分から午後 6 時まで。土祝祭日休み。）
- 2 「交通事故の被害者ですが、高次脳機能障害の WEB サイトを見た。」と言って下さい。
当方より、次の事項をお聞きすると思しますので、あらかじめご準備ください。
 - (1) 交通事故の年月日
 - (2) 傷害の部位、程度（死亡事故や介護を要する重度後遺障害の場合には、この時点で弁護士に変わり
 - (3) 後遺障害認定等級は何級か（意識不明など重傷な場合は不要です）
- 3 その後、弁護士とお話してください。そこで、日程調整をさせていただきます。
- 4 ご予約の日時に、資料を持って事務所にお越しください。
- 5 相談当日は、入り口にて、「交通事故の相談で、〇〇時に予約した〇〇です。」と教えてください。相談室にお通し致します。

■ご相談予約フォームないしメールの場合

- 1 下の「ご相談予約フォーム」あるいは、メール で、ご相談ください（24 時間 OK）
- 2 弁護士より直接メールないしお電話にて、ご連絡致します。
そこで、ご相談日時の日程調整もさせていただきます。
メールアドレスが間違っていると、ご連絡できない場合がございますので、正確にお願い申し上げます。
- 3 ご予約の日時に、資料を持って事務所にお越しください。
- 4 相談当日は、入り口にて、「交通事故の相談で、〇〇時に予約した〇〇です。」と教えてください。相談室にお通し致します。

みらい総合法律事務所 所在地

〒102-0083 東京都千代田区麹町2丁目3番麹町プレイス2階TEL.
0120-250-744/FAX. 03-5226-5756

電車でお越しの方

営団半蔵門線「半蔵門」駅・2番出口より徒歩3分

営団有楽町線「麹町」駅・1番出口より徒歩5分

(専用駐車場はございません。ご了承ください。)



みらい総合法律事務所

〒102-0083 東京都千代田区麹町2丁目3番 麹町プレイス2階
☎ 0120-250-744 FAX 03-5226-5756

◆電車でお越しの方

営団半蔵門線「半蔵門」駅・2番出口より徒歩3分
営団有楽町線「麹町」駅・1番出口より徒歩5分
(専用駐車場はございません。)

交通事故に関する出版物



交通事故被害者のための損害賠償交渉術

弁護士がきちんと教える交通事故示談と慰謝料増額

交通事故訴訟における高次脳機能障害と損害賠償実務 他ビジネス書多数出版

テレビ出演実績

テレビ朝日「報道ステーション」

テレビ朝日「学べるニュースショー」 テレビ朝日「スクランブル」

テレビ朝日「ワイドスクランブル」

テレビ朝日 スーパーJチャンネルTBSテレビ「イブニング5」

TBSテレビ「みのもんたの朝ズバッ！」 TBSテレビ「噂の東京マガジン」

フジテレビ「FNNスーパーニュース」日本テレビ「NEWSリアルタイム」

九州朝日放送「KBCニュースピア」 他

雑誌掲載実績

プレジデント、

プレジデントFamily

週刊東洋経済

週刊ダイヤモンド

日経ビジネスアソシエ

日経トレンディ

日経ヘルスケア

雑誌「THE21」

R25

週刊SPA!

女性セブン

あるじゃん 他

新聞取材実績

朝日新聞

毎日新聞

日経産業新聞

産経新聞